

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月15日
【会社名】	株式会社遠藤製作所
【英訳名】	ENDO MANUFACTURING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 健治
【本店の所在の場所】	新潟県燕市東太田987番地
【電話番号】	0256 ( 63 ) 6111
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 佐藤 俊明
【最寄りの連絡場所】	新潟県燕市東太田987番地
【電話番号】	0256 ( 63 ) 6111
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 佐藤 俊明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 123,987,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 ( 大阪府中央区北浜一丁目 8 番16号 )

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	222,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成23年2月15日開催の取締役会決議によります。

- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	222,200株	123,987,600	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	222,200株	123,987,600	-

(注) 1 第三者割当の方法によります。

- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

## (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
558	-	100株	平成23年3月16日	-	平成23年3月16日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社遠藤製作所 経理部	新潟県燕市東太田987番地

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社第四銀行 燕支店	新潟県燕市燕4492番地

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
123,987,600	-	123,987,600

(注)1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額123,987,600円につきましては、平成23年3月24日に返済期限が到来する予定の貸出コミットメント契約に基づく短期借入金の一部返済に全額充当する予定であります。

なお、上記資金使途に充当するまでの資金管理は、当社預金口座にて適切に管理いたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### (1) 割当予定先の概要

名称	野村信託銀行株式会社 (遠藤製作所従業員持株会専用信託口)
本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目2番2号
代表者の役職及び氏名	執行役社長 岩崎 俊博
資本金	30,000百万円
事業の内容	銀行業務、信託業務
主たる出資者及びその出資比率	野村ホールディングス株式会社(100%)

##### (2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成23年2月15日現在のものであります。

#### 従業員株式所有制度の内容

割当予定先である野村信託銀行株式会社（遠藤製作所従業員持株会専用信託口）は、当社と野村信託銀行株式会社の間で、当社を委託者、野村信託銀行株式会社を受託者とするE-Ship<sup>®</sup>金銭信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約によって設定される信託を「本信託」といいます。）を締結することによって設定された信託口です。当社の導入する信託型従業員持株インセンティブ・プラン（以下「本プラン」といいます。）は従業員株式所有制度に該当しますので、以下、本プランの内容を記載します。なお、野村信託銀行株式会社（遠藤製作所従業員持株会専用信託口）の名称中に「持株会」とありますが、遠藤製作所従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）は従来どおり存続、運営しており、新たな持株会が作られるわけではございません。

#### 1. 概要

本プランは本持株会に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、野村信託銀行株式会社（遠藤製作所従業員持株会専用信託口）が、本信託の設定後5年間にわたり本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、借入金を原資として、当社からの第三者割当によって取得します。当該借入は、貸付人を株式会社第四銀行（以下「貸付人」といいます。）、借入人を野村信託銀行株式会社（遠藤製作所従業員持株会専用信託口）、保証人を当社とする三者間で締結される責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づいて行われます。また、第三者割当については、野村信託銀行株式会社（遠藤製作所従業員持株会専用信託口）と当社の間で本届出書の効力発生後に締結される予定の株式譲渡契約に基づいて行われます。野村信託銀行株式会社（遠藤製作所従業員持株会専用信託口）が取得した当社株式は、本持株会と締結される株式注文契約に基づき、信託期間（5年）において、毎月、当社株式を本持株会に対してその時々で売却することになっています。野村信託銀行株式会社（遠藤製作所従業員持株会専用信託口）は、当該売却付けられる当社株式の売却代金として、本持株会の会員からの給与天引き等によって拠出される金銭を本持株会から受取り、当該売却代金及び保有株式に対する配当金を貸付人からの借入金の返済及び金利の支払いに充当します。本信託の終了後、本信託の信託財産に属する金銭から、本信託に係る信託費用や未払の借入元利金などを支払い、残余の金銭が存在する場合は、当該金銭（損失補てん準備金勘定内の金銭を除きます。）を、本信託契約で定める受益者適格要件（下記3.をご参照下さい。）を満たす従業員に分配します。当該分配については、受託者である野村信託銀行株式会社と当社が事務委託契約を締結しており当該契約に基づき従業員に金銭の分配を行います。なお、借入金が完済できない場合は、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき保証人である当社が保証履行します。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使については、信託管理人又は受益者代理人が本信託の受託者である野村信託銀行株式会社に対して指図を行い、本信託の受託者は、かかる指図に従って、当該権利の保全及び行使を行います。信託管理人及び受益者代理人は、本信託の受託者に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定め

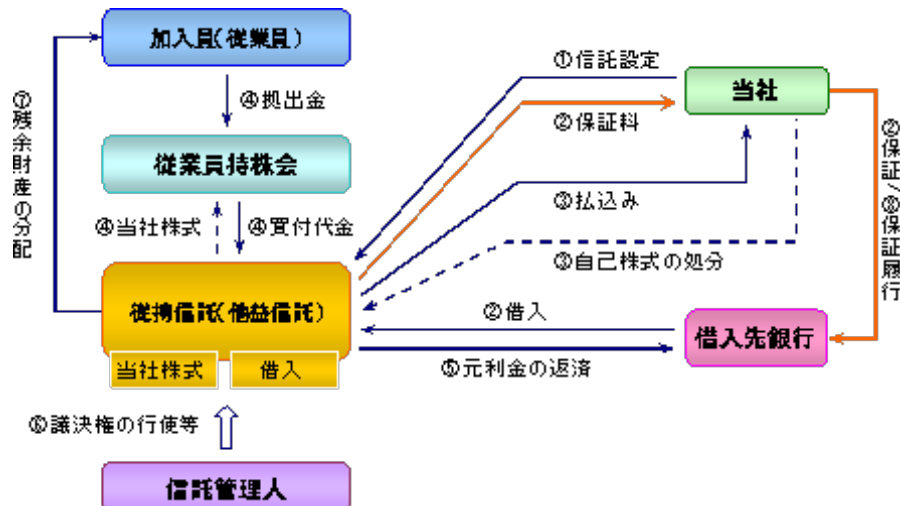
る議決権行使のガイドラインに従います。なお、信託管理人は、当社従業員が就任します。

## 2．本持株会に売り付ける予定の株式の総数

222,200株

## 3．受益者の範囲

本信託契約で定める受益者確定手続開始日（信託期間満了日（平成28年2月29日）が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が本持株会へ全て売却された日等）において生存し、かつ、本持株会に加入している者（但し、本信託契約の締結日である平成23年2月15日以降受益者確定手続開始日までに定年退職、転籍、役員への就任、又は再雇用制度により雇用されている者の退職によって会員資格を喪失したことにより本持株会を退会した者を含みません。）のうち、所定の書類を、信託管理人を通じて受託者たる野村信託銀行株式会社へ送付することによって受益の意思表示を行った者を受益者としてします。



### (3) 割当予定先の選定理由

今般、当社は、野村証券株式会社から提案のあった本プランを導入することとしました。本プランの導入にあたり、当社の主幹事証券会社は、野村証券株式会社であります。同社を通じた野村信託銀行株式会社との連携により、本プランに係るサポート体制が充実し、円滑な運営等が期待されることから、本プランを導入することとしました。本プランは、「(2) 提出者と割当予定先との間の関係 従業員株式所有制度の内容 1. 概要」に記載しましたとおり、本持株会に加入するすべての従業員にインセンティブを付与するための制度であり、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上のインセンティブ付与と、株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた、当社の恒常的な発展を促すことを目的としております。

また、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その金庫株の有効活用として、本プランでの活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

当社では、従業員の自社株保有を促す手段として従業員持株会制度を導入しておりますが、本プランの導入により、当持株会制度への従業員の理解及び入会促進、モチベーションアップに寄与するものと考えております。

なお、本プランにおいては、「(2) 提出者と割当予定先との間の関係 従業員株式所有制度の内容 1. 概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、野村信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結した上で、当社が、受託者たる野村信託銀行株式会社に対して、当社株式を割り当てることになっていることから、野村信託銀行株式会社（遠藤製作所従業員持株会専用信託口）を割当予定先として選定したものです。

#### (4) 割り当てようとする株式の数

222,200株

#### (5) 株券等の保有方針

割当予定先である野村信託銀行株式会社（遠藤製作所従業員持株会専用信託口）は、本信託契約に従って株式注文契約を本持株会と締結し、当社株式の売買について合意した上で、当該契約に基づき、毎月、当社株式を本持株会に対してその時々々の時価で売り付けることになっております。なお、野村信託銀行株式会社（遠藤製作所従業員持株会専用信託口）は、当該契約に基づき、原則として本持株会以外に当社株式を売却することはございません。野村信託銀行株式会社（遠藤製作所従業員持株会専用信託口）は、当該売り付けられる当社株式の売却代金として、本持株会の会員からの給与等天引きによって拠出される金銭を本持株会から受取り、当該売却代金を貸付人からの借入金の返済及び金利の支払いに充当します。当該借入金の完済後は、当該売却代金は信託財産として蓄積され、本信託の終了後、本信託契約で定める受益者適格要件を満たす従業員（「(2) 提出者と割当予定先との間の関係」で記載した従業員株式所有制度の内容「3. 受益者の範囲」をご参照下さい。）に分配されます。なお、借入金額の残高、信託財産の状況等に関しては、受託者である野村信託銀行株式会社から、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。割当予定先である野村信託銀行株式会社（遠藤製作所従業員持株会専用信託口）は、本信託契約に基づき、5年間の信託期間内において本持株会に対し毎月定期的に保有株式を売却するために保有するものであります。

当社は割当予定先である野村信託銀行株式会社（遠藤製作所従業員持株会専用信託口）との間において、払込期日（平成23年3月16日）より2年間に於いて、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。なお、本信託契約に基づき、本自己株式の処分により割当てられた株式は、毎月定期的に割当予定先である野村信託銀行株式会社（遠藤製作所従業員持株会専用信託口）から本持株会に譲渡されることになっております。

#### (6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が、貸付人からの借入金によって払込みを行う予定である旨を責任財産限定特約付金銭消費貸借契約によって確認しております。なお、当該責任財産限定特約付金銭消費貸借契約は、借入人、保証人、貸付人間で締結され、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人が保証履行する内容となっております。また、当社は、借入人に対する上記保証に対し、当該契約に基づき借入人から保証料を収受することとなります。

割当予定先：野村信託銀行株式会社（遠藤製作所従業員持株会専用信託口）

借入人：野村信託銀行株式会社（遠藤製作所従業員持株会専用信託口）

保証人：当社

貸付人：株式会社第四銀行（124百万円）

#### (7) 割当予定先の実態

割当予定先である野村信託銀行株式会社（遠藤製作所従業員持株会専用信託口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。信託管理人は、現在又は過去において当社及び関係会社（以下「当社等」といいます。）の役員ではないこと、現在又は過去において当社等の役員の2親等内の家族ではないこと、当社等と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社等の重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社等との間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。なお、信託管理人及び受益者代理人は、野村信託銀行株式会社（遠藤製作所従業員持株会専用信託口）に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める議決権行使のガイドラインに従います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、野村信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、大阪証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式の処分は従業員株式所有制度の導入を目的としております。また処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため平成23年2月14日(取締役会決議日の前営業日)の大阪証券取引所における当社株式終値である558円としております。これは、取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、合理的と考えております。なお、この価格は大阪証券取引所における当社株式の1ヶ月(平成23年1月17日~2月14日)終値平均である521円(円未満切捨て)からの乖離率7.10%、3ヶ月(平成22年11月15日~平成23年2月14日)終値平均である468円(円未満切捨て)からの乖離率19.23%、及び6ヶ月(平成22年8月16日~平成23年2月14日)終値平均である448円(円未満切捨て)からの乖離率24.55%となっております。上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員(うち社外監査役3名)は、本自己株式の処分はE-Ship<sup>®</sup>金銭信託の導入を目的としており、また処分価額が取締役会決議日の前日の終値であることから、払込金額は割当先に特に有利でなく、本取締役会決議は適法である旨の意見を表明しております。

#### (2) 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、現在の当社従業員持株会の年間買付実績をもとに、今後5年間の信託期間中に本持株会が野村信託銀行株式会社(遠藤製作所従業員持株会専用信託口)より購入する予定数量に相当するものであり、希薄化の規模は合理的であると考えております。

尚、希薄化の規模は発行済株式数に対し約2.35%(平成22年9月30日時点の総議決権数90,790個に対する割合は約2.45%)となります。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
遠藤 栄松	新潟県燕市	1,652,000	18.20%	1,652,000	17.76%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口)	東京都中央区晴海1丁目8 -11	1,149,300	12.66%	1,149,300	12.36%
有限会社遠藤エンタープ ライズ	新潟県燕市東太田1845	890,000	9.80%	890,000	9.57%
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託 口)	東京都港区浜松町2丁目11 -3	576,000	6.34%	576,000	6.19%
小林 健治	新潟県燕市	517,600	5.70%	517,600	5.56%
遠藤 栄之助	新潟県燕市	380,000	4.19%	380,000	4.09%
バンク オブ ニューヨー ク ジーシーエム クライ アント アカUNT ジエ イピーアールデイ アイ エスジー エフイー エ イシー (常任代理人:株式会社 三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2 丁目7-1)	265,400	2.92%	265,400	2.85%
野村信託銀行株式会社 (遠藤製作所従業員持株 会専用信託口)	東京都千代田区大手町二丁 目2-2			222,200	2.39%
ブリヂストンスポーツ株 式会社	東京都品川区南大井6丁目 22-7	200,000	2.20%	200,000	2.15%
遠藤製作所従業員持株会	新潟県燕市東太田987	195,600	2.15%	195,600	2.10%
計	-	5,825,900	64.17%	6,048,100	65.02%

(注) 1 平成22年9月30日現在の株主名簿を基準としております。

2 上記のほか当社保有の自己株式362,300株は割当後140,100株となります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第60期）及び四半期報告書（第61期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日（平成23年2月15日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成23年2月15日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2．臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第60期事業年度）の提出日（平成22年6月29日）以後、本有価証券届出書の提出日（平成23年2月15日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成22年6月30日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金10円

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、小林健治、長谷川実、野島修造、佐藤俊明、原正夫及び浜野整の6氏を選任する。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役2名に対し当社における一定の基準に従って退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	66,406	70	0	(注)1	可決(94.94%)
第2号議案				(注)2	
小林 健治	65,412	1,064	0		可決(93.52%)
長谷川 実	65,412	1,064	0		可決(93.52%)
野島 修造	65,411	1,065	0		可決(93.52%)
佐藤 俊明	65,400	1,076	0		可決(93.50%)
原 正夫	64,383	2,093	0		可決(92.05%)
浜野 整	64,381	2,095	0		可決(92.05%)
第3号議案	54,027	11,449	1,000	(注)1	可決(77.24%)

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から議案の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない一部の株主の議決権の数は加算していません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第60期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第61期第3四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月15日

株式会社遠藤製作所

取締役会 御中監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	坂井 啓二 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	白井 正 印
----------------	-------	--------

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社遠藤製作所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社遠藤製作所及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年6月15日開催の取締役会において、希望退職者の募集を行うことを決議した。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社遠藤製作所の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社遠藤製作所が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月4日

株式会社遠藤製作所  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中川 幸三 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白井 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社遠藤製作所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社遠藤製作所及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- （注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月9日

株式会社遠藤製作所

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川 幸三 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白井 正 印
--------------------	-------	--------

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社遠藤製作所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社遠藤製作所及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社遠藤製作所の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社遠藤製作所が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月4日

株式会社遠藤製作所  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中川 幸三 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白井 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社遠藤製作所の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社遠藤製作所及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- （注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月15日

株式会社遠藤製作所

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坂井 啓二 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 白井 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社遠藤製作所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社遠藤製作所の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年6月15日開催の取締役会において、希望退職者の募集を行う事を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月9日

株式会社遠藤製作所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中川 幸三 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白井 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社遠藤製作所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社遠藤製作所の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。